

特例講習の具体的実施方法

講習の科目	講習科目の範囲及び実施方法	時間
作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの	<p>(1) 作業環境測定の目的 作業環境測定における個人サンプリング法によるものの位置付け及び目的について、講義形式により教育すること。</p> <p>(2) 個人サンプリング法に係るデザインの方法 事前調査の方法並びにその結果を踏まえた①測定対象物質の決定、②単位作業場所の設定、③測定対象者の設定方法（C測定及びD測定）、④測定実施日の選定、⑤測定時間帯の設定及び⑥サンプリング時間の設定について、講義形式により教育するとともに、具体的な例題を与え単位作業場所及び測定対象者の設定等をさせ、その結果について討議を行うこと。 また、⑦測定値の整理、⑧測定結果の検討及び⑨評価のための計算の手順について、講義方式により教育するとともに、具体的な例題を与え評価させること。</p> <p>(3) 個人サンプリング法に係るサンプリングの方法 個人サンプリング法の対象物質（低管理濃度特定化学物質、鉛及び有機溶剤等）の採取方法及び採取した試料の管理方法について、講義形式により教育するとともに、実際に試料採取機器（個人サンプラー）を取り扱わせて教育すること。 また、採取した試料の分析方法の概要及び定量下限について、講義形式により教育すること。</p> <p>(4) 簡易測定機器とその取扱い 個人サンプリング法に使用可能な簡易測定機器（検知管方式の測定機器を含む。）の原理及び取扱方法について、講義形式により教育すること。</p> <p>(5) 関係法令 個人サンプリング法に関係する労働安全衛生法とその関係政省令・告示及び作業環境測定法とその関係政省令・告示について、講義形式により教育すること。</p>	<p>9時間 (1) 及び (2) については併せて5時間</p> <p>(3) 及び (4) については併せて3時間</p> <p>(5) については1時間</p>